様式第14号の２（第34条の２第１項関係）（裏面）

記載心得

１　「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第41条の２第１項第１号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第34条の２第３項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して（　　）内に記入すること。

①　金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務

②　資産運用（指図を含む。以下この②において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務

③　有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務

④　顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務

⑤　新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

２　「労働者の範囲」の欄には、当該事業場における対象労働者の範囲を具体的に記入すること。なお、労働基準法第41条の２第１項第２号イ及びロに該当しなければならないこと。また、職位等により限定する場合には当該職位等を具体的に記入すること。

３　「支払われると見込まれる賃金の額」の欄には、同意の対象となる期間中に労働契約により、使用者から支払われることが確実に見込まれる賃金の額を１年間当たりの賃金の額に換算した額を記入すること。また、同一の業務の種類及びその分類において労働者が複数いる場合は、当該労働者のうち、記入すべき額が最も低い者の額を記入すること。

４　「同意を得る方法」の欄には、労働者本人の同意を得る時期、方法等を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第34条の２第２項に規定する方法に該当しなければならないこと。

５　労働基準法施行規則第34条の２第２項の要件を遵守する趣旨のチェックボックスは、同意を得るに当たつて、①労働基準法第４章の規定が適用されない旨、②同意の対象となる期間及び③適用される期間における支払われると見込まれる賃金の額を明示することを確認するものであること。

６　「労働者の健康管理時間の把握方法」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。

(1)「事業場内にいた時間」の欄には、事業場内にいた時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第34条の２第８項本文に規定する方法に該当しなければならないこと。また、委員会において事業場内にいた時間から労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議において除くこととした労働時間以外の時間の内容や性質を具体的に（　　）内に記入すること。なお、決議において除くこととした労働時間以外の時間について、手待ち時間を含めることや一定時間数を一律に除くことは認められないこと。

(2)「事業場外において労働した時間」の欄には、事業場外において労働した時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第34条の２第８項に規定する方法に該当しなければならないこと。また、やむを得ない理由により当該時間を自己申告により把握する場合には、やむを得ない理由を具体的に（　　）内に記入すること。

７　「選択的措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第41条の２第１項第５号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を（　　）内に記入すること。

①　労働者ごとに始業から24時間を経過するまでに11時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第37条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を１箇月について４回以内とすること。

②　１週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、１箇月100時間又は３箇月240時間を超えない範囲内とすること。

③　１年に１回以上の継続した２週間（労働者が請求した場合においては、１年に２回以上の継続した１週間）について、休日を与えること。

④　１週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が１箇月当たり80時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。

８　「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的内容」の欄には、労働基準法第41条の２第１項第６号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的内容を（　　）内に記入すること。

①　労働基準法第41条の２第１項第５号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの

②　健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。

③　対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

④　対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑤　対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑥　産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

９　「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。

10　「労働者からの苦情の処理について講ずる措置」の欄には、苦情の申出先となる部署及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順、方法等を具体的に記入すること。

11　「委員会の開催頻度及び開催時期」の欄には、労働基準法第41条の２第１項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期を具体的に記入すること。なお、労働基準法第41条の２第２項の規定による報告の内容に関し委員会において調査審議し、必要に応じて決議を見直す観点から、少なくとも６箇月に１回、当該報告を行う時期に開催しなければならないこと。

12　「労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任」は、常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、必ず選任しなければならないこと。

13　「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第41条の２第３項において準用する同法第38条の４第２項第１号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

14　「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。